

都市計画法（抜粋）

（昭和43年6月15日法律第100号）

（都道府県都市計画審議会）

第77条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問 に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

- 2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。